

平成22年4月1日
つくば市都市建設部都市計画課
同 建築指導課

葛城地区地区計画，島名・福田坪地区地区計画，萱丸地区地区計画，上河原崎
・中西地区地区計画内における用途制限内容解釈の運用について

(趣旨)

葛城地区地区計画，島名・福田坪地区地区計画，萱丸地区地区計画，上河原崎・中西地区地区計画内の「共同住宅地区」における建築物等の用途の制限の内容について，一部解釈を見直すこととし，建築基準法第68条の2第1項の規定によるつくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の用途制限の解釈について運用を定めるものとする。

(適用区域)

条例別表1に掲げる適用区域内の葛城地区地区整備計画区域，島名・福田坪地区地区整備計画区域，萱丸地区地区整備計画区域，上河原崎・中西地区地区整備計画区域（以下「整備計画区域」という）に適用する。

(用途の制限)

整備計画区域（その区域に係る地区整備計画において，当該区域をを2以上の地区に区分しているものにあつては，その区分されたそれぞれの地区の区域とする。以下「計画地区」という。）内においては，条例別表第2ア欄の計画地区の区分に応じ，同表イ欄に掲げる建築物は，建築してはならないとあるが，計画地区の区分中，「共同住宅地区」内における「住宅」の用途に4戸以上の住戸を有する長屋は含めないこととする。